

会津坂下町町制施行70周年記念ロゴマーク募集要項(案)

1 趣旨

令和7年に会津坂下町は町制施行70周年を迎えました。町内外にこの節目の年を周知し、機運を醸成するために使用するロゴマークを募集します。

2 募集内容

会津坂下町町制施行 70 周年記念ロゴマークのデザイン

※応募者が独自にデザインした、国内外にて未発表の作品に限る

※会津坂下町が掲げる将来像(「やっぱり“ばんげ”がいい！住み続けたい、やりたいことがあふれるまち」)と町制 70 周年からイメージできる作品

※デザインの中に「70」と「会津坂下町(漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットいずれも使用可)」の文字を使用し、会津坂下町が「町制施行 70 周年」であることがわかるデザインとすること

3 応募資格

不問

※18 歳未満の方が応募する場合は、保護者の同意を得た上で応募してください。

4 応募方法

必要事項を記載の上、応募フォーム、郵送、持参により承ります。

- ① 氏名(フリガナ)
- ② 生年月日(年齢)
- ③ 職業
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス
- ⑦ 作品に込めた想いやデザインの説明

1)応募フォームの場合

以下 URL の応募フォームから必要事項を入力の上、データを添付し、お申し込みください。ファイル形式は、JPG、PNG、PDF のいずれかとし、データサイズは 5MB 以下としてください。また、複数作品を応募する場合は、1作品ごとにお申し込みください。

〈応募フォーム URL〉

<https://forms.gle/rxqKzhmhMbEoacDAA>



◀応募フォーム

2)郵送または持参の場合

応募作品は応募用紙または A4 用紙を縦に使用し、必要事項を用紙の下部に記載の上、

「14 提出先・お問い合わせ先」宛てに郵送またはご持参ください。なお、提出作品は折らずに提出してください。

5 募集期間

令和7年7月22日(火)午前8時 30 分～令和7年8月 24 日(日)午後5時 15 分

※郵送の場合は8月25 日(月)必着

※持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時 30 分～午後5時 15 分

6 結果発表

令和7年9月(予定)

受賞者には、事務局より通知をするとともに、広報紙やホームページ等で発表します。

その他の応募者については、この発表をもって結果通知とします。

7 副賞

受賞者の方へ賞金 3 万円

8 ロゴマークの使途

採用作品は会津坂下町町制施行70周年に関わる PR 活動(各種印刷物、ホームページ等)及び各事業において使用します。

9 応募規定

1)単色や白黒で使用する場合は考慮したデザインにしてください。

2)他のコンクール等に同一作品で重複応募していない未発表の作品に限ります。

10 応募に関する注意事項

1)作品の制作と応募に掛かる費用については作成者の負担となります。

2)応募作品の元データや写しは、発表まで保存してください。

3)結果発表まで、提出したデザインの案を他者に公表しないでください。

4)提出されたデータ及び書類は返却しません。

5)応募作品について、提出後の修正はできません。

6)応募作品について、データでの提出を求める場合があります。

7)18 歳未満の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。なお、18 歳未満の方が受賞された場合は、保護者と受賞後の連絡を行います。

8)以下の応募は選考対象となりません。また、発表後これらに違反していることが判明した場合は、受賞を取り消すとともに、副賞等については全て返還していただきます。

① 公序良俗に反する場合

② 誹謗中傷を含む場合

③ 提出書類に不備または虚偽の記載があった場合

- ④ 採用作品が既発表のものと同一もしくは酷似している場合
 - ⑤ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - ⑥ 法令または本募集要項に反する場合
- 9) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。
- 10) 応募をもって、本募集要項の記載事項に同意したものとみなします。

11 著作権等に関する事項

- 1) 採用された作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標化権その他一切の権利は、無償で譲渡され、会津坂下町に帰属します。また、その使用に関して、著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- 2) 採用作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決していただきます。なお、会津坂下町が損害を被った場合は、著作者に損害の賠償を請求します。
- 3) 採用作品以外の応募作品の著作権は、作成者に帰属しますが、町は広報や報道機関への情報提供において、自由に公表、使用できるものとします。
- 4) 採用作品は、必要に応じてデザインや、色彩等を一部変更・修正する場合があります。
- 5) 手書きの作品が採用された場合は、作画内容を踏まえて、その内容(色や形状)について作成者と確認作業を行い、改めて電子データに再作成します。

12 個人情報の取り扱い

本応募において、会津坂下町が応募者から取得した個人情報については、本事業実施に係る事務以外に使用しません。

13 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

14 提出先・問い合わせ先

〒969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

会津坂下町役場総務課秘書広報係

TEL:0242-84-2477

FAX:0242-83-1361

Mail:soumu@town.aizubange.fukushima.jp